

公益財団法人藩老本多蔵品館寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人藩老本多蔵品館（以下「この法人」という。）が寄附者から受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金 個人又は団体から使途の特定がなされないで寄附される寄附金

(2) 特定寄附金 前号のほか、個人又は団体から使途の特定をされる寄附金

2 この規程における寄附金とは、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附の申し入れ)

第3条 寄附の申し入れを受けるときは、書面にて受けるものとする。

2 前項の書面には、次の事項を記載する。

① 寄附者の住所・氏名

② 寄附金額又は寄附の内容

③ 寄附金の使途

④ その他の必要事項

(受入基準)

第4条 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(一般寄附金の募集)

第5条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第6条 この法人は個人又は団体より特定寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金については一個人又は一団体につき1件につき100万円以上の寄

附金となる場合は、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

(受領書の送付)

第7条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

ただし、寄附者が特定できない場合はこの限りではない。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨及び寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第8条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、利用目的以外には使用せず、またそのデータは散逸、紛失、漏えい防止など細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(寄附金の事務処理手続)

第10条 寄附金をこの法人の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

2 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。